

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 4 月 19 日（金）第 508 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し
（高齢者生き生き推進課取扱い） 1
- 基本測量の終了（3件）
（監理課取扱い） 1
- 公共測量の終了
（監理課取扱い） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
（砂防課取扱い） 2

公 告

- 令和6年度狩猟免許試験公告
（自然保護課取扱い） 2
- 令和6年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告
（自然保護課取扱い） 4
- 開発行為に関する工事の完了公告
（建築課取扱い） 7
- 落札者等の公告
（会計課取扱い） 8

労 働 委 員 会 告 示

- 鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示
（労働委員会事務局取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第373号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和6年4月19日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			取消年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 きずな	鹿屋市上谷町9 -5-5	社会福祉法人円 鏡福社会	鹿屋市西祓川町 374番地1	米永 大吾	令和6年 3月14日	訪問介護

鹿児島県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和5年3月17日鹿児島県告示第240号で告示した基本測量の実施は、令和6年3月31日終了した旨の通知があった。

令和6年4月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和5年3月31日鹿児島県告示第309号で告示した基本測量の実施は、令和6年3月31日終了した旨の通知があった。

令和6年4月19日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 376 号

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 14 条第 2 項の規定により, 国土地理院長から令和 5 年 12 月 8 日鹿 児 島 県 告 示 第 912 号で告示した基本測量の実施は, 令和 6 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 377 号

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により, 九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から令和 5 年 11 月 17 日鹿 児 島 県 告 示 第 846 号で告示した公共測量の実施は, 令和 6 年 3 月 22 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 378 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の規定により, 次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は, 鹿 児 島 県 土 木 部 砂 防 課 及 び 北 薩 地 域 振 興 局 建 設 部 建 設 総 務 課 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る。

令和 6 年 4 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区 域 の 名 称	区 域
屋 地 地 区	次に掲げる標柱の 1 号から 11 号までを順次直線で結んだ線, 同標柱の 11 号と 12 号を一級河川川内川水系川内川に沿って結んだ線, 同標柱の 12 号と 13 号を直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 13 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱の所在地
1 号 2 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字大明神脇 1561 番 2
3 号 4 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字大明神脇 1560 番
5 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字川添 1558 番 13
6 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字川添 1548 番 5
7 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字川添 1548 番 7
8 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字川添 1547 番 5
9 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字川添 1542 番 7
10 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字川添 1542 番 1
11 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字川添 1540 番 1
12 号 13 号	薩摩郡さつま町宮之城屋地字川添 1559 番 1

公 告

令和 6 年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 41 条の規定により, 狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和 6 年 4 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 試験の場所、期日及び開始時刻

(1) 第 1 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和6年7月28日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

(2) 第 2 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	令和6年8月25日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484番地2）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
徳之島交流ひろばほーらい館（大島郡伊仙町伊仙2575番地2）		

(3) 第 3 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和6年12月15日（日）	午前9時

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円）（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 84円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

令和6年6月17日（月）から同年7月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

令和6年7月16日（火）から同年8月9日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

令和6年10月28日（月）から同年11月29日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

令和6年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

令和6年4月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	令和6年7月7日（日）	午前9時
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	令和6年7月24日（水）	
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和6年8月4日（日）	
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	令和6年8月30日（金）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	令和6年7月7日（日）	
南九州市コミュニティセンター知覧文化会館（南九州市知覧町郡17880番地）	令和6年7月12日（金）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）	令和6年8月4日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）	令和6年7月7日（日）	
阿久根市民交流センター（風テラスあくね）（阿久根市塩鶴町二丁目2番地）	令和6年7月17日（水）	
宮之城ひまわり館（薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1）	令和6年7月25日（木）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	令和6年8月4日（日）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）	令和6年7月21日（日）	
いきいきセンターくりの郷（始良郡湧水町米永411番地1）	令和6年7月24日（水）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）	令和6年7月31日（水）	
霧島市牧園農村活性化センター（霧島市牧園町宿窪田813番地11）	令和6年8月2日（金）	
霧島市溝辺公民館グリーン文化ホールみそめ館（霧島市溝辺町麓3391番地）	令和6年8月8日（木）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）	令和6年8月18日（日）	
国分ハウジングホール（霧島市国分中央三丁目8番1号）	令和6年8月21日（水）	
曾於市末吉町中央公民館（曾於市末吉町諏訪方8598番地）	令和6年7月2日（火）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和6年7月5日（金）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和6年7月7日（日）	

鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和 6 年 7 月 17 日（水）	
志布志市有明地区公民館（志布志市有明町野井倉1756番地）	令和 6 年 7 月 31 日（水）	
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484番地2）	令和 6 年 8 月 4 日（日）	
錦江町文化センター（肝属郡錦江町城元910番地）	令和 6 年 8 月 8 日（木）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	令和 6 年 7 月 21 日（日）	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	令和 6 年 8 月 18 日（日）	
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）	令和 6 年 7 月 6 日（土）	
きゅら島交流館（大島郡瀬戸内町古仁屋船津33番地）	令和 6 年 7 月 10 日（水）	
徳之島交流ひろばほーらい館（大島郡伊仙町伊仙2575番地2）	令和 6 年 7 月 17 日（水）	

(2) 第 2 回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和 6 年 9 月 1 日（日）	午前 9 時

2 対象者等

(1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、令和 6 年 9 月 14 日まで有効である法第 43 条の狩猟免許又は法第 51 条第 3 項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

(2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

(3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 次の(㉠)から(㉣)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(㉠) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(㉡) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(㉢) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（㉠又は(㉡)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1 枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円（2,900 円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受領した後は、狩猟免許更新申請手数

料は返還しない。

カ 84円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第 1 回適性試験及び講習を受けようとする者

令和 6 年 5 月 7 日（火）から各場所の適性試験及び講習の期日の 10 日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 第 2 回適性試験及び講習を受けようとする者

令和 6 年 7 月 8 日（月）から同年 8 月 16 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の 3 日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 第 1 回適性試験又は第 2 回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

(4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話 099-286-2111 内線 2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話 099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 4 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

指宿市西方字島廻 1952 番 6、1953 番 1、1953 番 2、1954 番 1、1962 番 1、1962 番 2、1962 番 3、1962 番 4、1963 番 1、1964 番、1965 番 1、1953 番 2 地先里道の一部及び 1964 番地先水路の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 指宿市西方字島廻 1953 番 1 の一部、1953 番 2 の一部、1954 番 1 の一部、1962 番 1 の一部、1962 番 2 の一部、1962 番 3 の一部、1962 番 4 の一部、1963 番 1 の一部、1964 番の一部、1965 番 1 の一部、1953 番 2 地先里道の一部及び 1964 番地先水路の一部

- 公園 指宿市西方字島廻1953番 1 の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
指宿市池田3146番地 8
川路豊

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 6 年 4 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（新財務会計システム開発に係る業務委託） 一
式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局会計課
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 6 年 3 月 21 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社九州支社
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
1, 428, 461, 100円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号該当

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）第 68 条第 1 項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 19 日

鹿児島県労働委員会会長 采女博文

あっせん員候補者名簿

氏 名	職 業 等	委嘱年月日
田中 佐和子	現 弁護士	平成 26. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
采女 博文	現 鹿児島大学名誉教授	平成 27. 7. 14
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
新納 幸辰	現 弁護士	平成 30. 7. 2
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
長野 信弘	元 鹿児島県代表監査委員	令和 3. 4. 13
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
森尾 成之	現 鹿児島大学教授	令和 4. 4. 12
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
下町 和三	現 連合鹿児島会長	平成 30. 7. 2
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
海蔵 伸一	現 情報産業労働組合連合会鹿児島県協議会特別幹事	令和 2. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	

木佐貫 美保	現 UAゼンセンイケダパン労働組合中央執行書記長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和2. 7. 1
岡 良二	現 私鉄総連鹿児島県連絡協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和4. 7. 1
片野坂 昭彦	現 自治労鹿児島県本部副執行委員長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和4. 7. 1
柳田 由美	現 株式会社丸屋ブライダル代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成29. 12. 12
濱上 剛一郎	現 鹿児島県経営者協会専務理事 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成30. 7. 2
水淵 大作	現 水淵電機株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和2. 7. 1
上野 総一郎	現 南国殖産株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和2. 7. 1
吉田 健朗	現 株式会社南日本総合サービス代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和4. 7. 1
坂元 純一	現 鹿児島県労働委員会事務局長	令和6. 4. 9
増田 彰一	現 鹿児島県労働委員会事務局総務課長	令和6. 4. 9
大重 英一郎	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	令和5. 4. 11